

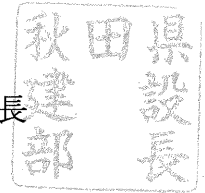
建 政 — 7 2 6

令和2年10月13日



各建設業関係団体の長
各建設関連業団体の長 } 様

秋 田 県 建 設 部 長



医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について（通知）

本県の建設行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます

さて、このたび健康保険法等が一部改正され、本年10月1日以後は、健康保険事業等の目的以外で、医療保険の保険者番号及び被保険者等記号・番号の告知を求めることが禁止されました。

そのため、本人確認書類として、医療保険の被保険者証の写しを提出又は提示することとなっている次の手続について、今後、被保険者証の写しを提出する場合には、保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしたもので本人確認をすることとしましたので、お知らせします。

つきましては、貴会の会員に対する周知について、御協力くださるようお願いいたします。

○被保険者証の写しを提出又は提示することとなっている主な手続

- ・ 建設業許可に関する手続
- ・ 建設工事等に係る入札参加資格審査に関する手続
- ・ 建設工事等に係る入札契約に関する手続

担当：建設部建設政策課

建設業班

TEL. 018-860-2425

